

令和3年度 第2回 支部会

一般報告

1. 支援金交付申請について

① 月次支援金(経産省 売上半減に月額上限10万円支援)は10月分までの支給が決定

※ 8月分申請期限は10月31日です。

※ 10月分申請期限は12月31日の予定(未確認情報です)。

② 中小企業等支援金(神奈川県：月次支援金の上乗せ) 7月～9月分に各月額2.5万円

申請書類は支部会報に添付しましたので内容を確認して該当の方は申請して下さい。

※ 4月～6月分を申請された方は簡易申請が可能です。

一部書類が省略でき以下の書類のみで申請可能です。

1) 給付申請書・同意書

2) 月次支援金の給付通知書の写し

3) 本人確認書類の写し

※ 申請のお手伝いは組合役員室でも行っています。

※ 申請期限は令和4年1月31日です。

2. アンサー換金の終了及び振込取扱時間等の変更について

① アンサー換金については、換金業務の合理化のために令和3年12月28日(火)を以て終了とさせて頂きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

② 令和4年1月5日(水)よりの振込については、以下のように変更させて頂きます。

りそな銀行扱

15:00 までの受け付け分は翌営業日の12:00頃までの入金となります。

15:00 を過ぎての受付分は翌々営業日(2営業日後)の入金となります。

ゆうちょ銀行扱

15:00 までの受け付け分は翌々営業日(2営業日後)の入金となります。

15:00 を過ぎての受付分は3営業日後の入金となります。

3. 組合員事業廃止について

(西)菊地 武文	75 歳	令和3年 9月19日	定年廃業譲渡申請中
(東)大塚 功之	77 歳	令和3年 9月30日	一般廃業
(中)廣野 金男	87 歳	令和3年 9月30日	一般廃業
(西)千村 勝	82 歳	令和3年 10月13日	一般廃業

いつまでもお元気でお過ごしください。

組合員死亡廃業について

(西)高橋 一郎	69 歳	令和3年 10月11日	死亡廃業
----------	------	-------------	------

心よりご冥福をお祈りいたします。

4. 職員人事異動について

10月5日付け辞令

長藤 哲夫 営業部チケット係へ異動
大貫 智子 総務部総務係へ異動

5. 無線機及びGOアプリ配車タブレット端末等装着車両の譲渡譲受について

無線機及びGOアプリ配車タブレット端末等装着車両については、装着を引き継いで譲受する譲受者を優先いたします。

※ 現在は無駄な取外しと取付を繰り返しているため、無駄な脱着を省き、なるべく無線機等を外さない方向で事業継承を行う様に致します。

6. 関東運輸局長表彰「自動車運送事業運転表彰」の受賞について

(中)進藤昇組員が受賞者に決定致しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から授賞式は中止となりましたので、表彰状及び記念品につきましては組合において受領して頂きます。

7. 第111回 法令・地理 追加講習会について

日 程

本講習・法令 令和3年11月 1日(月)・11月8日(月) 2教程 2日間
本講習・地理 令和3年11月 2日(火)・11月9日(火) 2教程 2日間
運輸局試験日 令和3年11月10日(水) 場所：中区北仲通 横浜第二合同庁舎

8. 期限更新における運転記録証明の再取得について

許可期限更新完了事業者において、違反等未報告のケースが多数発生しました。このことから期限更新完了後に違反報告漏れを防ぐため、期限更新該当者は運転記録証明の再取得・再提出をすることになります。6月の更新者については同年9月に、12月の更新者については翌年3月に運転記録証明の再取得をしますため、組合費より630円を徴収致します。運転記録証明の取得後に未報告の違反が発覚した組員につきましては、運輸局へ報告し、許可期限の取り直しや未報告について顛末書の提出を求められる場合があります。何卒ご協力よろしくお願い致します。

9. 令和3年6月1日付許可期限更新者における期限短縮者(特別研修者)の特別研修会

令和3年6月1日付許可期限更新者における期限短縮者(特別研修者)の特別研修会につきまして、詳細は下記のとおりとなりますので当該事業者の方々へご連絡方お願い致します。なお、特別研修会の受講義務通知につきましては、神奈川運輸支局より本人へ直接郵送されます。

日 時： 2021年11月26日(金)14時～(受付13時～)

場 所： 神奈川運輸支局 3階会議室

持ち物： 運転免許証(または事業者乗務証)・印鑑(認印可)

※ 会場は「自動車会議所」ではなく「神奈川運輸支局3階」です。お間違えの無いようお願い致します。

10. マスターズ制度 更新に伴う研修会について

マスター及びマスターになられる方の講習については、11 月度合同支部会に於いて実施致します。

尚、本年 8 月以降から 11 月 30 日までに違反をし、組合に未報告の方は組合総務までご連絡をお願いいたします。

11. 障害者手帳にカード形式が導入されました

神奈川県では、障がいのある方の利便性向上のため、令和 3 年 10 月から、県が交付する身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳にカード形式を導入します。

◇紙形式かカード形式のどちらかを選択できるようになります。

すでに手帳をお持ちで、カード形式での障害者手帳の交付を希望しない方は、現在お持ちの紙形式の手帳をそのまま使用できます。

◇カード形式の障害者手帳の特徴

- 耐久性に優れたプラスチック製のカードで運転免許証や健康保険証と同じ大きさです。
- 偽造防止などを目的に、レーザーマーキング印字を採用しているため、顔写真は白黒で表示されます。
- 他のカード類と区別するため、カードの右上に切り欠きがあります。また、3 種類の手帳を区別するため、切り欠き付近に浮彫り加工をします。
- IC チップ等は搭載されていません。
- 紙形式とカード形式の手帳で、受けられるサービスに違いはありません。
- カードのイメージ：パールインキを使用しており、カードを傾けると県章が浮かび上がります。

12. メール機能利用による一斉同報発信の実施報告

緊急連絡、又は組合情報の報告にメール機能を利用した一斉同報発信を実施しています。携帯電話のメール機能を各携帯電話会社と契約済みの携帯電話の機種をお持ちの方は、下記の専用メールアドレスに氏名を入力して送信すると登録されます。国土交通省からの要請もあり、当組合の登録率 80%以上を目標としています。

よろしくご協力をお願い致します。

kk@kanagawakojintaxi.jp

なお、下図の送信メールアドレスの QR コードもご利用下さい。

※ QR コードはカメラ機能のある携帯電話で読み取りが出来ます。

※ 携帯電話のメール機能は各携帯電話会社との契約が必要となります。

		
NTTdocomo	au	SoftBank

共済事業部報告

1. 9 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
()内の数字は人身 本年当月発生件数	(2) 2	(2) 4	 2	 0	 1	 9	 4
()内の数字は人身 前年同月発生件数	(1) 2	 1	 1	(1) 2	(1) 1	 7	 3
前年度と比較	±0	+3	+1	-2	±0	+2	+1

※ 9 月 1 日 (水)～10 月 31 日 (日)まで支部対抗交通安全コンクールが実施されています。
事故の無い日が続く様に皆さん頑張りましょう。

2. 事故の傾向と対策について

- ① 交差点右左折時の事故が 2 件ありました。右左折時には、他の自動車やバイクはもちろん、歩行者や自転車存在に十分注意して下さい。
- ② 貰い事故が増えています。相手方が保険会社をきちんと通して賠償してくれるとは限らず、保険会社からの賠償が十分でなかったり、貰い事故でも通院日数次第で一時金が受け取れる契約を組んでいたという事が多々あるので、ご自身に非がない事故でも組合涉外係へのご報告をお願いします。

3. 令和 3 年 11 月度 L P G 販売価格について

掛売 121 円 (110 円 + 消費税 11 円)

4. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の 1 か月前までの契約にご協力をお願いいたします (組合の手数料収入の維持につながります)。

組合保険窓口もしくはお電話で契約更新の確認をさせていただき、保険料のお支払については現金一括 (保険更新日までにお支払いください) または組合の親睦会制度を利用しての立替払い (10 回分割・一括より選べます) となります。よろしくお願い申し上げます。

5. 自賠責保険の加入について

営業車の自賠責保険につきまして、是非組合で加入して下さるよう ご協力をお願いいたします (解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です)。継続車検時の保険料は 35,950 円 (現金のみ取扱) となります。車検証・現在の自賠責証明書を確認致しますので必ず持参していただき、車検日までにご加入ください。

なお、窓口にいच्छやることが難しい場合は 保険係にお電話いただければご相談に応じます。よろしくお願い申し上げます。

6. 全個連団体生命 配当金について

例年は 9 月にお支払いしている全個連団体生命の配当金ですが、令和 3 年 6 月 30 日をもって引受会社などに変更があったため、配当金の確定まで数カ月程度の遅れが発生するとのことです。詳細が分かり次第 神個情報もしくは支部会報告書でお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

7. 全個連 所得補償制度について

令和3年度版パンフレットが届いております（組合事務所2階パンフレットコーナーに設置）。ご検討ください。

- ・ 所得補償プラン（新規申込 69 歳まで）
- ・ がん補償プラン（新規申込 69 歳まで）
- ・ 入院疾病プラン（新規申込 69 歳まで）
- ・ 傷害補償プラン（年齢制限なし）

なお、契約中の方には、10/22(金)までにパンフレットと加入依頼書(控)を組合員ファイルにお入れします（自動更新で手続は不要）。ご加入のプランによって 保険料が 11 月分組合費より変更になる場合があります。パンフレットで契約内容を必ずご確認ください。

8. 交通安全無事故コンクール成績(支部別途中経過成績)について

途中経過報告です、宜しくお願い致します。(9月1日～9月30日)

支 部	人 数(9月1日現在)	対象件数
東	96	0(0)
中	95	0(0)
北	86	1(1)
南	98	1(1)
西	83	0(0)
合 計	458	2(2)

*対象件数（ ）内は人身事故件数です。

外部報告

1. 横浜移動無線集中基地管理委員会

会計監査

日 時 令和3年10月26日(火) 12:00～
場 所 都市交通本社

2. 神奈川県個人タクシー協会・連合会

正副長会議

日 時 令和3年10月28日(木) 14:00～
場 所 県協会

3. 関東運輸局

事前試験 (法令・地理)

日 時 令和3年11月10日(水) 13:20～15:50
場 所 関東運輸局 地理試験免除者 13:20～15:20

4. 関東地域事業用自動車安全施策 2021

I. はじめに

国土交通省において、令和7年(2025年)までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」(以下、「プラン2025」という。)が令和2年(2021年)3月に

策定された。プラン 2025 では、重傷者数、各業態の特徴的な事故に対する削減目標が新たに設定されるとともに、依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携を踏まえた事故防止対策等が盛り込まれている。

このような状況を受け、関東運輸局において、プラン 2025 を踏まえた関東管内の「関東地域事業用自動車交通事故削減目標」及び「関東地域事業用自動車安全施策 2021」を策定し、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関が連携し、PDCAサイクルに沿って事故防止の取り組みを推進していくこととする。

II. 事故削減目標の設定

確実に事故削減の成果を上げるためには、関係者が共通の目標のもとで一丸となって安全対策に取り組むことが必要である。プラン 2025 で設定された目標数に、指標ごとの事故件数に対して関東の占める割合を勘案し、関東管内における、事業用自動車全体目標及び各業態の個別目標の数値を設定した。

令和 7 年（2025 年）までの「関東地域事業用自動車交通事故削減目標数値」を次の通りとする。

【全体目標（全モード）】

- ① 24 時間死者数 55 人以下
- ② 重傷者数 600 人以下
- ③ 人身事故件数 6,340 件以下
- ④ 飲酒運転 ゼロ

<タクシー>

- ① 乗客死者数 ゼロ
- ② 24 時間死者数 5 人以下
- ③ 重傷者数 175 人以下
- ④ 人身事故件数 2,700 件以下
- ⑤ 飲酒運転 ゼロ
- ⑥ 出会い頭衝突事故件数 330 件以下

III. 目標達成のための施策

事故削減目標の達成に向けて、関東運輸局、関係機関及び関係業界の当面講ずべき施策（全体）は、別表の通りである。その中で特に重点的に取り組むべき施策は、次の通りである。

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- （1）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応

【関東運輸局】

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する状況においても、運送事業者はエッセンシャルワーカーとして業務の継続が求められ、各事業者団体が感染予防対策ガイドラインを作成し、自主的な感染防止のための取り組みを進めており、運輸安全マネジメント評価を通じて感染予防対策の取り組みを確認し、必要に応じて助言等を実施する。

【NASVA】

- 適性診断のオンラインカウンセリングを検討し、指導講習の動画配信方式を実施することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止の推進を図る。

【各業態共通】

- 各業態における「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底を実施する。

【タクシー業界】

- エッセンシャルワーカーとしての役割を維持するため、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、空車時のマスク着用についても引き続き周知を徹底する。(法人タクシー)
- 「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底を図る。(個人タクシー)

無線営業部報告

1. 9 月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本 年 度	1,836 件	1,400 件	436 件	76.3%
昨 年 度	3,106 件	2,023 件	1,083 件	65.1%
増 減 数	-1,270 件	-623 件	-647 件	

2. 9 月度新規契約状況 0 件

3. チケット無効報告 3 件

契約者名称 港栄作業 株式会社
 住 所 横浜市中区山下町 279 山下埠頭ビル 2 階
 電 話 番 号 045-201-4165
 お客様コード No. 1549-000
 チケット番号 全て
 チケット色 イエロー
 摘 要 上記チケット 2021 年 9 月 24 日付を以って、解約いたしましたので御
 通知いたします。 神奈川個人タクシー協同組合

契約者名称 ACT ライナー 株式会社
 住 所 横浜市中区かもめ町 48
 電 話 番 号 045-622-0513
 お客様コード No. 1566-000
 チケット番号 全て
 チケット色 イエロー
 摘 要 上記チケット 2021 年 10 月 1 日付を以って、解約いたしましたので御
 通知いたします。 神奈川個人タクシー協同組合

契約者名称 林 文子 事務所
 住 所 横浜市中区弁天通 4-53-2
 電 話 番 号 045-228-9780
 お客様コード No. 6284-001

チケット番号	全て
チケット色	ブルー
摘 要	上記チケット 2021 年 9 月 30 日付を以って、解約いたしましたので御 通知いたします。 横浜個人タクシー協同組合

4. 無線室からの注意事項

- ①稼働中の服装について、ワイシャツ・ネクタイで稼働してください。
- ②無線配車のお客様でカード決済の場合、組合指定の決済端末を使用すること。尚、定期的に配車表と換金リストでチェックを致します。今後とも組合指定の端末機を使用するよう宜しくご協力御願い致します。
- ③本町 1 番のベースは、9 月 30 日を以って廃止しました。今後は通常の最適配車になります。
- ④無線車輛は必ず無線番号を車体の左右と後部 3 ヶ所に表示するように御願い致します。また、応答ボタンの連打はしないようにして下さい。
- ⑤複数台配車の際、配車先で車両から降り、たむろして会話をしないこと。極力車両内で待機のこと。

5. 神奈川タクシーセンター相談課からのお知らせ

利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します。

■事例 1

乗車後に経路について指摘をすると、大声で言い返され、「頭にきた、降りろ」等と言われた。

■事例 2

初めて行く取引先の住所を告げると、ナビ入力をしながら、「携帯で確認して欲しい」と言われたが、忙しいので拒否した。目的地には着き、「この辺です」と言われたので、料金を支払って降車したが、お金が足りないと取引先まで乗り込んで来た。

- ◆事例 1 では、映像確認の結果、経路確認を怠りいつもとは違う道を走っている事を不安に感じた申告者から、「〇〇ですね」と指摘を受けた際に、「どこ行くの」と言われたと勘違いし、「そっちの道（申告者の希望の経路）行ってもたいして（料金）変わらないでしょ」等の言い訳をしたところ、その発言を咎められて立腹し、「うっせーよ、降りろこの野郎」とドアを開け下車強要をしていました。経路確認をしなかった事で申告者を不安にさせたのは運転者の重大な落ち度であり申告者に暴言や下車強要をする行為はあるまじき行為です。目的地の確定・経路の確認は運転者の義務です。運転者教育の徹底をお願いします。

- ◆事例 2 では、映像確認の結果、ナビ入力はしていますが、目的地が見当たらず見切り発進していました。乗客には携帯で確かめて欲しい旨告げていますが仕事の準備があると断られていました。到着後、「この辺です」と言われた乗客が車外に出た後で料金を確認すると不足があり車外に出て目的地の敷地部分に足を踏み入れ請求をしていました。本件では目的地の確認にナビを使用していますが、ナビが機能しない 場合等は、備え付けの地図や、携帯電話アプリ、会社へ連絡を取り管理者に確認を行う等ナビ以外の方法も併用して目的地の確定を行って下さい。また、料金収受時は金額や金種の確認を確実にその場で行い、金額が違う場合には乗客へ丁寧に説明し、確実に料金をその場で受領出来る様、運転者教育の徹底をお願いします。

6. **GOアプリ配車導入申し込みについて**

8 月度神個協情報及びメールにてお知らせし、9 月 8 日(水)に説明会を行いました。
10 月 8 日(金)に締切、申込者は 59 名でした。

7. **本町山中有料道路回数券の払い戻しについて**

本町山中有料道路は、料金徴収の満了に伴い、令和 4 年 3 月 21 日から無料となります。
これに先立ち、回数券の払い戻しを 10 月 1 日から料金所窓口で開始しました。
お問い合わせは、県道路公社 045-479-7755 or 県道路企画課 045-210-6412

財政部報告

1. **9月分までの賦課金等未納状況**

10月20日(水)15:00時現在

未納者0支部 なし

未納者 47名 4,764,248 円

2. **未納者への督促及び対策について**

(6ヶ月) (南) 池田耕一郎

(5ヶ月) (中) 山本栄治

(3ヶ月) (東) 嶋幸雄 (中) 高沢富士雄 (西) 齋藤登

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

譲渡者・・・4名 廃業者・・・0名 病気・ケガ・・・2名 合計 6名 1,614,789 円

3. **令和3年9月度 換金チケット枚数・換金額**

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.3年9月分換金額	4,685 枚	22,545,620 円	4,812 円
R.2年9月分換金額	5,763 枚	29,860,850 円	5,181 円
増 減 額	－1,078 枚	－7,315,230 円	－369 円

4. **令和3年9月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額**

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.3年9月分換金額	3,806 枚	16,148,330 円	4,242 円
R.2年9月分換金額	4,680 枚	20,907,130 円	4,467 円
増 減 額	－874 枚	－4,758,800 円	－225 円

5. **令和3年9月度 クレピコ換金実績**

9月度 (6台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
クレピコ	133 件	764,690 円	5,749 円

6. **令和3年9月度 カード会社チケット換金実績**

9月度	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	559 件	3,499,170 円	6,259 円

7. 令和2年9月度 カード会社チケット換金実績

9月度	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	867 件	5,250,150 円	6,055 円

8. 令和3年9月度 B M T 換金実績

9月度 (310台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
B M T	3,600 件	9,645,100 円	2,679 円

9. 令和2年9月度 B M T 換金実績

9月度 (295台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
B M T	3,591 件	13,636,993 円	3,797 円

10. 令和3年9月度 タイムズペイ 換金実績

9月度 (74台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
タイムズペイ	922 件	2,593,720 円	2,813 円

11. 令和2年9月度 タイムズペイ 換金実績

9月度 (134台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
タイムズペイ	1,058 件	4,124,900 円	3,898 円

12. 令和3年9月度 PayPay 換金実績

9月度 (360台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
PayPay	299 件	370,180 円	1,238 円

13. 令和2年9月度 PayPay 換金実績

9月度 (380台)	件 数	金 額	1枚当たり「参考」
PayPay	263 件	453,040 円	1,722 円

14. 令和3年9月度神奈川個人発行チケット処理 (参考資料)

神奈川個人 (窓口)	2,744 枚	8,902,690 円	3,244 円
横浜個人	689 枚	4,886,510 円	7,092 円
川崎個人	3 枚	25,500 円	8,500 円
川崎第一個人	3 枚	27,350 円	9,116 円
横須賀個人	3 枚	20,860 円	6,953 円
浜協個人	137 枚	941,750 円	6,874 円
県央個人	15 枚	258,560 円	17,237 円
東京個人	24 枚	222,240 円	9,260 円
その他	5 枚	14,520 円	2,904 円
合 計	3,623 枚	15,299,980 円	4,223 円

15. 親睦会特別報奨金の支払い及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について
9月 廃業者

支部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
西	菊地 武文	15	7	100,000円	396,342円	0円	496,342円
中	廣野 金男	46	10	150,000円	792,684円	0円	942,684円
東	大塚 功之	25	2	150,000円	594,740円	0円	744,740円
	合 計			400,000円	1,783,766円	0円	2,183,766円

※ 9月分の廃業慰労金の徴収額は3,929円となり、11月に請求致します。

16. 帳簿係よりお願い

- ① 10月中旬より本年度支払いによる各控除証明書(生命保険・小規模企業共済・国民年金他)が随時ご自宅に郵送されます。令和3年(2021年)分の確定申告に必要なになりますので保管をお願い致します。紛失されますと再発行の手続きをして頂きます。
- ② 11月中に「決算及び所得税に関する報告事項」の用紙を送付致します。「決算及び所得税に関する報告事項」は、控除証明書・領収書等を添付し12月中に提出して下さい。また、新型コロナウイルス感染症に伴う自粛の影響により月次支援金・給付金の申請がありました。支援金・給付金は課税対象となります。「決算及び所得税に関する報告事項」に同封する別表に記入をして頂きたいので整理・確認をお願い致します。
- ③ 令和3年に支払った医療費の領収書は人別・病院別・薬局別に分けて提出して下さい。月別にする必要はありません。また、紙やノートには貼らないで下さい。医療費の合計金額が10万円以下でも所得により控除対象になる場合があります。医療費の領収書は捨てずに提出して下さい。

17. 令和3年度中間決算報告及び監査報告について

10月16日(土)・17日(日)・18日(月)の3日間に亘り、組合会計監査を実施して頂きました。 監事(東)平出 静子 (中)横尾 滋
令和3年度中間決算報告書及び監査報告書を添付いたしました。